

川崎市福祉バス運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市福祉バス（以下「福祉バス」という。）の円滑適正なる運営を期するために必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 福祉バスは、川崎市の心身障害児者の福祉向上を目的として、次の事業のための利用に供する。

- (1) 研修会及び社会見学
- (2) スポーツ及びレクリエーション
- (3) その他心身障害児者の福祉向上に必要な事業
- (4) 市長が特別に必要と認めた事業

(利用資格)

第3条 福祉バスを利用できるものは、次の団体及び施設で、利用人員が20人以上51人以内のものとする。

- (1) 障害児者福祉団体
- (2) 障害児者福祉施設
- (3) 川崎市

(利用窓口)

第4条 福祉バスの利用申請手続き等の窓口業務は、社会福祉法人等に委託することができるものとする。

(利用申込み及び承認)

第5条 福祉バスの利用を希望する団体又は施設（以下「団体等」という。）は、「川崎市福祉バス利用申請書」（様式第1号）に所定の事項を記載し、市長に申請するものとする。

- 2 前項による申請は、利用希望日の6箇月前から1箇月前までの期間に行わなければならない。
- 3 福祉バスは、原則として申請の先着順に利用できるものとする。ただし、利用希望日の5箇月前までになされた申請の場合であって、その申請における複数の団体等の利用希望日が重複したときは、抽選により利用できる団体等を決定する。
- 4 市長は、団体等が福祉バスを利用できる場合であって、かつ、その利用を適当と認めたときは、団体等に対して利用承認を行い、「川崎市福祉バス利用承認通知書」（様式第2号）によりその旨通知するものとする。
- 5 利用承認を受けた団体等は、利用計画に変更を生じた場合、直ちに市長に報告し、指示を受けなければならない。
- 6 前各項の規定に関わらず、第2条第4号に規定する市長が特別に必要と認めた事業における福祉バスの利用において必要な事項については、別に定める。

(利用料等)

第6条 利用料は、無料とする。ただし、有料道路通行料、駐車料及び宿泊の場合の乗務員の宿泊料は、利用者負担とし、1回の利用は原則として1泊2日以内とする。

(運行)

第7条 福祉バスの年度内の運行回数は、当該年度の予算の範囲内とする。

(免責事項)

第8条 利用承認後、やむを得ない事情で運行不能になり、その結果生じた利用者損害等について、市長は一切の責任を負わないものとする。

(細則)

第9条 その他要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は昭和58年 2月 1日から施行する。

附 則

この要綱は平成 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は平成 9年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は平成10年 2月 1日から施行する。

附 則

この要綱は平成10年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は平成11年 1月 1日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年 4月 1日から施行する。